

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月11日
【四半期会計期間】	第61期第2四半期(自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日)
【会社名】	株式会社マルエツ
【英訳名】	The Maruetsu, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高 橋 恵 三
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋5丁目51番12号
【電話番号】	03 - 3590 - 1110 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理本部長 渡 辺 俊 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋5丁目51番12号
【電話番号】	03 - 3590 - 1231 (直通)
【事務連絡者氏名】	財務経理本部長 渡 辺 俊 夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第 2 四半期 連結累計期間	第61期 第 2 四半期 連結累計期間	第60期
会計期間	自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 8 月31日	自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年 8 月31日	自 平成23年 3 月 1 日 至 平成24年 2 月29日
売上高 (百万円)	161,673	154,332	316,098
経常利益 (百万円)	3,885	1,471	6,720
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,318	673	956
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,318	673	956
純資産額 (百万円)	62,022	61,653	61,285
総資産額 (百万円)	134,150	134,712	132,180
1 株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	10.56	5.39	7.66
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	10.52	5.36	7.63
自己資本比率 (%)	46.08	45.59	46.21
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,433	2,417	9,655
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,028	4,069	8,094
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,864	374	1,764
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	7,675	6,654	7,931

回次	第60期 第 2 四半期 連結会計期間	第61期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年 6 月 1 日 至 平成23年 8 月31日	自 平成24年 6 月 1 日 至 平成24年 8 月31日
1 株当たり四半期純利益 (円)	6.66	1.46

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

3. 第60期第 2 四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年 6 月30日)を適用し、遡及処理しています。

2 【事業の内容】

当企業集団は、当社及び当社の関係会社（連結子会社7社、持分法関連会社1社）により構成され、小売及び小売周辺業務を主な事業内容とし、さらにこれらを補完する不動産事業等の事業活動を展開しています。

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、2012年8月21日付で、中国最大級の商業小売企業である蘇寧電器股？有限公司と合併契約を締結しました。香港に合併会社を設立し、中国国内における食品S M事業等を展開することを目的としています。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、復興需要等を背景に、景気は緩やかに回復しつつあるものの、欧州政府債務危機による中国の景気拡大の陰り等、海外景気の減速感の広がり、円高の長期化、さらに電力供給の制約等により、景気が下押しされるリスクが存在する不透明な状況が続いています。

小売業界では、お客様の低価格志向や企業間の激しい価格競争によりデフレ状況が続いており、厳しい経営環境となっています。

このような状況のなか各施策に取り組みました結果、当第2四半期連結累計期間の営業収益は1,577億98百万円（前年同期比4.5%減）、営業利益は16億46百万円（前年同期比59.4%減）、経常利益は14億71百万円（前年同期比62.1%減）、四半期純利益は6億73百万円（前年同期比48.9%減）となりました。

セグメント別の業績は、下記のとおりです。

小売事業

小売事業につきましては、「革新と実行」を基本テーマに、「商品の改革」「売場の改革」「働き方の改革」「成長による顧客の拡大」に取り組みました。

商品施策面では、「お手頃価格なのに、プラスワンの価値がある」P B商品「maruetsu 3 6 5」の開発を継続して推進し、生鮮部門のオリジナル商品である牛肉の「優夢牛」と鶏肉の「みちのく森林鶏」を使用した加工食品部門の「レトルトカレー」を開発する等、新たな領域の商品開発にも取り組みました。

さらに、よりお客様に安心して商品をお買い求めいただくため、放射性物質の自主検査体制を強化し、4月よりホームページでの検査結果の公開を開始しました。

販売施策面では、価格政策の見直しを行い、カテゴリー別にお客様の購買頻度の高い商品をよりリーズナブルな価格でお求めいただけるよう「生活応援価格」をスタートさせました。

また、昨年に引き続き、節電に伴うお客様の生活時間の変化等に対応し、快適なお買い物をしていただけるよう175店舗で朝9時からの営業を実施しました。

5月には小型店用の物流機能を併設した低温・加工センター「三郷複合センター」を本格稼働させたことで、従来の常温7センター、低温・加工4センターを新たに常温2センター、低温・加工2センターに再編・集約し、物流機能の効率化を進めました。

オペレーション施策面では、新設した精肉、鮮魚の加工センターを活用し、店舗作業の軽減と店舗運営組織体制の見直し等を図り、人的生産性の改善に取り組みました。

また、8月には、新たな事業拡大として、中国における食品S M事業等の展開を図るため、中国最大級の商業小売企業である蘇寧電器股份有限公司と合併契約を締結しました。

新店は、マルエツ屋号店舗として新宿六丁目店（東京都）、戸塚舞岡店（神奈川県）、中山店（神奈川県）、京町店（神奈川県）を、マルエツ プチ屋号店舗として一番町店（東京都）、池之端二丁目店（東京都）、本郷二丁目店（東京都）、新川一丁目店（東京都）の合計8店舗を新設しました。なお、京町店は建替えのため3月に一旦閉鎖し、7月にオープンしました。その結果、当第2四半期連結会計期間末の店舗数は269店舗となりました。

さらに、既存店の活性化を図るための改装を5店舗で実施しました。

これらの結果、小売事業の当第2四半期連結累計期間の営業収益は1,558億79百万円（前年同期比4.6%減）、セグメント利益は12億21百万円（前年同期比67.1%減）となりました。

不動産事業

不動産事業につきましては、不動産賃貸及び駐車場管理の効率的運営に努めた結果、不動産事業の当第2四半期連結累計期間の営業収益は18億96百万円（前年同期比2.2%増）、セグメント利益は3億65百万円（前年同期比15.4%増）となりました。

その他

その他につきましては、業務受託事業、人材派遣事業、商品開発事業、ポイントカード運用事業、品質管理及び商品検査事業等で構成されており、当第2四半期連結累計期間の営業収益は22百万円（前年同期比19.8%減）、セグメント利益は59百万円（前年同期比77.8%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ25億31百万円増加し1,347億12百万円となりました。主に加工・物流センター及び店舗の新設等により有形固定資産が増加したことによるものです。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べ21億63百万円増加し730億59百万円となりました。主に買掛金が増加したことによるものです。

なお、有利子負債は、前連結会計年度末に比べ11億60百万円増加し327億19百万円となりました。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ3億68百万円増加し616億53百万円となりました。主に四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ12億77百万円減少し66億54百万円となりました。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、税金等調整前四半期純利益13億19百万円、減価償却費29億45百万円、仕入債務の増加額17億96百万円等により、24億17百万円の収入（前年同期比50億15百万円の収入の減少）となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、有形固定資産の取得による支出41億93百万円、差入保証金の差入による支出11億43百万円、差入保証金の回収による収入11億20百万円等により、40億69百万円の支出（前年同期比9億58百万円の支出の減少）となりました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、長期借入れによる収入60億円、長期借入金の返済による支出36億49百万円、コマーシャル・ペーパーの増加による収入10億円等により、3億74百万円の収入（前年同期比32億39百万円の収入の増加）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりです。

平成24年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容 (セグメントの名称)	帳簿価額(百万円)				完了年月
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	その他	合計	
提出会社	三郷複合センター (埼玉県三郷市)	新設加工・ 物流センター (小売事業)	—	3,400	1,244	4,645	平成24年 4月

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却について、当第2四半期連結累計期間に著しい変更があったものではありません。

第 3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	208,009,000
計	208,009,000

【発行済株式】

種類	第 2 四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年 8 月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年10月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	128,894,833	128,894,833	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式 1,000株
計	128,894,833	128,894,833	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成24年5月24日
新株予約権の数	2,643個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	264,300株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成24年6月12日～平成54年6月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員に在任中は行使することができず、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 (2)新株予約権者は、当社から割当を受けた新株予約権及び新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストックオプションの全部を一括して行使することを要する。 (3)新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヵ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (4)前各号に定める他、新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

2. 割当日後、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)、または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

この他、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 増加する資本金の額は、会社計算規則所定の資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除して得た額とする。

4. 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日と組織再編行為の効力発生日の
いずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- (8) 新株予約権の取得条項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- (9) 新株予約権を行使した際に1株に満たない端株がある場合の取決め
残存新株予約権の定めと同じとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年6月1日～ 平成24年8月31日	—	128,894	—	37,549	—	9,776

(6) 【大株主の状況】

平成24年 8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番 1 号	41,201	31.96
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 2 号	37,113	28.79
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町1001番地	2,891	2.24
三菱食品株式会社	東京都大田区平和島 6 丁目 1 番 1 号	2,058	1.60
国分株式会社	東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	2,013	1.56
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町 2 丁目11番 3 号	1,994	1.55
株式会社日本アクセス	東京都品川区大崎1丁目 2 番 2 号	1,950	1.51
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番11号	1,903	1.48
マルエツ従業員持株会	東京都豊島区東池袋 5 丁目51番12号	1,279	0.99
マルエツ共栄会	東京都豊島区東池袋 5 丁目51番12号	1,014	0.79
計	—	93,419	72.48

- (注) 1.日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式は、信託業務に係るものです。
2.上記の他、当社は自己株式3,935,049株(3.05%)を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年 8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,935,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 124,299,000	124,299	—
単元未満株式	普通株式 660,833	—	—
発行済株式総数	128,894,833	—	—
総株主の議決権	—	124,299	—

- (注)「単元未満株式」に欄には、当社所有の自己株式49株及び証券保管振替機構名義の単元未満失念株式が300株含まれています。

【自己株式等】

平成24年 8 月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋 5 丁 目51番12号	3,935,000	—	3,935,000	3.05
計	—	3,935,000	—	3,935,000	3.05

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年6月1日から平成24年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年3月1日から平成24年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 2 月29日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成24年 8 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,931	6,654
売掛金	1,809	2,092
商品	8,517	10,137
貯蔵品	50	44
繰延税金資産	737	687
その他	6,447	7,512
貸倒引当金	43	3
流動資産合計	25,451	27,125
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	31,780	35,274
土地	31,896	31,050
その他（純額）	8,815	7,458
有形固定資産合計	72,491	73,783
無形固定資産	3,906	3,903
投資その他の資産		
投資有価証券	179	99
差入保証金	26,599	26,601
繰延税金資産	3,688	3,347
その他	449	419
貸倒引当金	585	567
投資その他の資産合計	30,331	29,900
固定資産合計	106,729	107,587
資産合計	132,180	134,712

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 2 月29日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成24年 8 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,673	20,326
短期借入金	3,500	1,000
1年内返済予定の長期借入金	10,299	7,309
コマーシャル・ペーパー	1,000	2,000
未払法人税等	1,343	453
株主優待引当金	88	41
商品券引換引当金	12	9
その他	10,349	9,733
流動負債合計	44,266	40,875
固定負債		
長期借入金	15,803	21,144
退職給付引当金	1,994	2,213
転貸損失引当金	778	728
資産除去債務	1,210	1,225
長期預り保証金	5,132	4,989
その他	1,709	1,882
固定負債合計	26,629	32,183
負債合計	70,895	73,059
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,549	37,549
資本剰余金	9,797	9,780
利益剰余金	15,733	16,032
自己株式	1,999	1,949
株主資本合計	61,081	61,412
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	1
その他の包括利益累計額合計	1	1
新株予約権	203	239
純資産合計	61,285	61,653
負債純資産合計	132,180	134,712

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)
売上高	161,673	154,332
売上原価	113,641	107,233
売上総利益	48,031	47,099
営業収入	3,532	3,465
営業総利益	51,564	50,564
販売費及び一般管理費	1 47,506	1 48,918
営業利益	4,058	1,646
営業外収益		
受取利息	50	27
補助金収入	109	78
雑収入	51	63
営業外収益合計	211	170
営業外費用		
支払利息	160	134
固定資産除却損	105	142
雑損失	117	68
営業外費用合計	383	345
経常利益	3,885	1,471
特別利益		
移転補償金	176	-
受取退店違約金	58	-
貸倒引当金戻入額	9	-
その他	10	-
特別利益合計	254	-
特別損失		
転貸損失引当金繰入額	-	110
支払違約金	-	19
物流センター閉鎖損失	-	14
店舗閉鎖損失	57	7
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	678	-
災害による損失	188	-
減損損失	149	-
固定資産売却損	69	-
特別損失合計	1,143	151
税金等調整前四半期純利益	2,996	1,319
法人税、住民税及び事業税	1,366	254
法人税等調整額	311	391
法人税等合計	1,678	645
四半期純利益	1,318	673

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)
四半期純利益	1,318	673
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	0	0
その他の包括利益合計	0	0
四半期包括利益	1,318	673
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,318	673
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,996	1,319
減価償却費	2,909	2,945
減損損失	149	-
退職給付引当金の増減額（は減少）	192	218
転貸損失引当金の増減額（は減少）	160	49
貸倒引当金の増減額（は減少）	9	58
受取利息及び受取配当金	50	27
支払利息	160	134
有形固定資産売却損益（は益）	69	1
固定資産除却損	105	142
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	678	-
売上債権の増減額（は増加）	511	283
たな卸資産の増減額（は増加）	543	1,613
仕入債務の増減額（は減少）	912	1,796
その他	1,054	852
小計	9,039	3,671
利息及び配当金の受取額	50	27
利息の支払額	163	134
法人税等の支払額	1,493	1,146
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,433	2,417
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5,399	4,193
有形固定資産の売却による収入	54	731
無形固定資産の取得による支出	754	593
差入保証金の差入による支出	340	1,143
差入保証金の回収による収入	871	1,120
その他	539	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,028	4,069

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 8 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年 8 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	500	2,500
リース債務の返済による支出	40	98
長期借入れによる収入	-	6,000
長期借入金の返済による支出	1,449	3,649
コマーシャル・ペーパーの純増減額（ は減少）	500	1,000
自己株式の処分による収入	0	0
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	373	375
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,864	374
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	460	1,277
現金及び現金同等物の期首残高	8,135	7,931
現金及び現金同等物の四半期末残高	₁ 7,675	₁ 6,654

【追加情報】

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年 8 月31日)
第 1 四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4 日)を適用しています。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 8 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年 8 月31日)
給料及び手当	22,550百万円	22,518百万円
退職給付費用	1,237 "	1,316 "
賃借料	8,295 "	8,288 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 8 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年 8 月31日)
現金及び預金	7,675百万円	6,654百万円
現金及び現金同等物	7,675百万円	6,654百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月26日 定時株主総会	普通株式	374	3.00	平成23年2月28日	平成23年5月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月6日 取締役会	普通株式	374	3.00	平成23年8月31日	平成23年11月16日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月24日 定時株主総会	普通株式	374	3.00	平成24年2月29日	平成24年5月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月5日 取締役会	普通株式	374	3.00	平成24年8月31日	平成24年11月16日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	小売事業	不動産事業	計				
営業収益							
(1)外部顧客に対する 営業収益	163,321	1,856	165,178	27	165,205	—	165,205
(2)セグメント間の内部 営業収益又は振替高	115	278	394	891	1,285	1,285	—
計	163,436	2,135	165,572	918	166,490	1,285	165,205
セグメント利益	3,707	316	4,024	33	4,058	—	4,058

(注) 1. 「その他」の区分には、業務受託事業、人材派遣事業、商品開発事業、ポイントカード運用事業、品質管理及び商品検査事業を含んでいます。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「小売事業」セグメントにおいて、環境の著しい悪化が見られる店舗について149百万円の減損損失を計上しています。

当第2四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	小売事業	不動産事業	計				
営業収益							
(1)外部顧客に対する 営業収益	155,879	1,896	157,775	22	157,798	—	157,798
(2)セグメント間の内部 営業収益又は振替高	120	257	378	1,048	1,426	1,426	—
計	156,000	2,153	158,154	1,070	159,224	1,426	157,798
セグメント利益	1,221	365	1,586	59	1,646	—	1,646

(注) 1. 「その他」の区分には、業務受託事業、人材派遣事業、商品開発事業、ポイントカード運用事業、品質管理及び商品検査事業を含んでいます。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	10円56銭	5円39銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,318	673
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,318	673
普通株式の期中平均株式数(千株)	124,844	124,910
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	10円52銭	5円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	496	693
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第61期(平成24年3月1日から平成25年2月28日まで)中間配当について、平成24年10月5日開催の取締役会において、平成24年8月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しました。

配当金の総額 374百万円

1株当たりの金額 3円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成24年11月16日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年10月11日

株式会社マルエツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷 地 嘉 紀 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 信 田 力 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルエツの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年6月1日から平成24年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年3月1日から平成24年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルエツ及び連結子会社の平成24年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。